

官業民営化等WGヒアリング調査票(公的施設等の整備・管理・運営)

[所管省庁名: 財務省]

1. 名称	万博記念公園
2. 根拠法令	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第10条第1項 (なお、基金事業については同条第2項)
3. 実施主体	(独) 日本万国博覧会記念機構
4. 従事者数	31名(平成16年4月1日現在) (なお、基金事業については6名)
5. 予算額	16年度計画 4,127百万円 (なお、基金事業については403百万円)
6. 事業の内容	日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置し、これらの施設を運営すること。 (なお、基金事業については、日本万国博覧会記念基金を管理・運用し、その運用により生ずる利子等の一部をもって、日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に対して助成金を交付すること。)
7. 民間移管の 具体的内容	公園の整備・運営に当たっては、機構が実施している業務は企画業務、発注業務及び契約業務などに限定しており、民間委託に積極的に取り組んでいる。 (なお、基金事業については、すべて機構が行っているところである。)
8. 更なる民間 開放について の見解	(民間委託の実施) 平成15年度の協会及び機構の民間委託の実績(百万円以上のもの)は以下のとおり。 件数 63件 金額 1,115百万円 内容 工事契約・維持管理業務委託契約・設計等委託契約 受注企業の状況 主に株式会社を中心とした民間企業 選定方法 主に一般競争入札及び随意契約 (万博記念公園の利用状況) 平成15年度の万博記念公園の利用状況は以下のとおり。 公園入園者数 1,359千人、スポーツ施設等利用件数12千件 (独法後の収支状況及び過去5年分の収支状況) 別添参照。

(コスト削減)

機構は、中期計画において「平成19年度の総費用を、平成14年度と比較して、20%以上削減する」こととしている。

このため、経費の削減・経費の効率的な執行の観点から、例えば、公園の整備・管理業務に関する契約の方法について、専門性を要する一部の業務を除き、競争的な契約を行うこととしており、競争的な契約については、平成14年度実績で契約全体の約65%となっていたものを、平成15年度実績で約78%としたほか、平成19年度には80%に引上げることとしている。また、設備の集約化により管理コストの削減を行うなど、コスト削減方針に積極的に取り組んでいるところである。

(民間委託の拡大)

公園の整備・運営に関して機構が実施している業務は、業務運営の根幹となる企画業務、発注業務及び契約業務など必要最低限のものに限定しており、これらの業務は個別性・特殊性を有しているなど画一的でなく、責任を伴うものであり、民間委託した場合には機構においても再度チェックする必要があることから、結果としてコスト削減に結びつかず、非効率を招くものと考えられる。

なお、機構の業務運営の根幹にかかわる企画業務の中でも、例えば、コンサート用として場所を提供する場合は、実施主体に企画を任せるなど、業務に民間の創意工夫を取り入れるよう努力しているところである。しかしながら、それ以外の企画業務については、緑に包まれた文化公園の適正な運営を行い、これを国民の利用に供するという機構の業務運営の根幹であることから、民間委託を行うことは困難である。

(指定管理者制度の導入)

独立行政法人制度は、国の行政機能の減量化を踏まえ導入された制度であり、公園の整備・運営について、独立行政法人から国に業務を移管し、国が指定管理者制度による管理を行った場合には、国の組織の拡大につながり、減量化の観点に反するものと考えられるほか、国自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスが提供できるものとして、独立行政法人である機構に業務を実施させているため、この点からも適当ではない。

また、機構は、公園の整備・運営について民間委託に積極的に取り組んでおり、指定管理者制度を導入して得られる効果は限定的である。

なお、指定管理者制度において、指定の取り消し等の措置を講じることは可能であるが、万博記念公園の目的を達成するためには、国による適正な監督が必要であり、当該措置のみだけでは不十分である。

(注1) 独立行政法人制度においては、業務の結果について評価し改善する仕組み(客観的な評価体制)が導入されていることから、更なる効率化やサービスの質の向上に対するインセンティブが働く制度設計になっているといえる。

(注2) 地方公共団体においても、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に地方独立行政法人制度によることが適当であるとしている。

(基金事業の民間委託)

日本万国博覧会記念基金の管理・運用及び助成金の交付業務については、当該基金が国家的事業として行われた日本万国博覧会の剰余金を原資として将来的に確実に保全され、さらに公共上の見地から、日本万国博覧会の成功を記念する事業に確実に活用されるべきものであることから、万博機構自らが実施すべき業務である。

助成金の申請受付業務及び実地調査業務については、業務量が極めて小さいほか、業務の効率性並びに費用対効果の観点から、民間委託を行うメリットがないと考える。

(事務事業を規定する法令の有無)

万博記念公園の業務についてアウトソーシングすることを制限する法令はなく、機構においては、民間委託について積極的に取り組んでいるところである。

なお、独立行政法人制度は、目標を達成すべく法人が自主的な経営判断に基づき機動的かつ中期的な業務運営を行うこと、業務実績を第三者機関が評価することにより責任体制が明確化すること等を通じ、業務の効率性・質の向上がより一層進められるものであり、万博記念公園についてもその目的に照らし、当該制度の活用により管理することが合理的とされ、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法が制定されたところである。

過去5カ年の収入・支出の状況

(単位:百万円)

項目	勘定区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度上期	15年度下期
収入	公園勘定	4,230	4,102	4,164	3,792	1,790	1,827
	基金勘定	763	729	699	598	282	209
	合計	4,993	4,831	4,863	4,390	2,072	2,036

(単位:百万円)

項目	勘定区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度上期	15年度下期
支出	公園勘定	4,263	3,827	3,842	3,432	1,452	1,482
	基金勘定	716	718	630	555	254	192
	合計	4,979	4,545	4,472	3,987	1,706	1,674